

昭和 51 年 8 月 30 日

日本白鳥の会 殿

財団法人 日本鳥類保護連盟

国際鳥類保護会議アジア部会の決議について

鳥類保護の必要なことが、国内はもとより国際的にも次第に認められるようになったことは、まことに喜ばしいことであります。先に、日米、日ソ、日豪渡り鳥条約の締結されたのもこのためであります。

国際鳥類保護会議 I C B P アジア部会が去る 7 月 19 日から 25 日までインドネシアにおいて開催され、別紙勧告のとおり重要決議が行なわれ、関係各國政府及び日本国内の外務、環境、農林、文部各大臣等に勧告及び要請が行なわれた。ご参考までにその写しをお送りするとともに、これが実現のため側面よりご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

昭和 51 年 8 月 30 日

外務大臣 安沢喜一
環境庁長官 小沢辰男
農林大臣 安部晋太郎
文部大臣 永井道雄
鳥類保護議員懇話会代表 大石武一

} 殿

国際鳥類保護会議

アジア大陸部会長

山階芳麿

国際鳥類保護会議(I・C・B・P・)の 決議に関する勧告

野鳥を保護しその生息環境を守ることは、とりもなおさず、人間の住む自然環境をよくし生活を豊かにすることあります。このため国際鳥類保護会議 I.C.B.P.は、欧米の先進国を中心にして 50 余年の長きに亘り鳥類保護のため非常な努力を続けております。

こうした主旨のもとに、国際鳥類保護会議アジア部会は 1976 年 7 月 19 日から 25 日までインドネシアにおいて

バンクーラディッシュ、香港、インドネシア、イラン、日本、韓国、フィリピン、スリランカの各國代表、国際団体 W.P.A. の代表兼アラブ首長国連合のオブザーバー、F.A.O. のインドネシア駐在員出席。(イスラエル、インド、マレーシア、シンガポール、タイ、中華民国の各国委任参加)のもとに、予め各國から提出された議案について連日熱心な討議を重ね、アジア鳥類保護条約案をはじめ別紙のとおり重要決議を行なって関係各國政府にその実現方勧告することになりました。

よって、以上国際会議の各決議に対し関係各國並びに政府の関係各省庁間でご連絡の上その実現に格段のご配慮を賜わりたく、 I C B P アジア部会の決議に基き勧告かたがた強く要請するものであります。とくに下記数点に特別のご配慮を願います。

記

1. 欧米各國間はもとより、最近の日米、日ソ、日豪渡り鳥保護条約の締結等、鳥類保護に対する国際間の協調連繋気運は次第に高まって参りました。このためアジア地域においても先進国に見るような鳥類保護の条約が必要とされております。この度の I C B P アジア部会においては、このような主旨

の条約を締結するためアジア鳥類保護条約の試案を作成しましたが、関係各国の政府間において速かにこれが実現のため専門家会議を開くよう日本政府から働きかけて頂きたいお願いします。

2. アジア後進地域においても、多国間鳥類保護条約を必要とする時代となりましたが、この気運にかんがみるも、すでに日本が米、ソ、豪の各國と締結した渡り鳥条約については、速かにその効力を発生させることができるように早急に批准して頂きたいと存じます。
3. 鳥類の標識調査は鳥類保護のため極めて重要ですが、発展途上国はその必要を認めながら自國だけでは実行できないため、先進国の援助を望んでおります。

西部アジアでは、イラン政府がこの希望にそって西アジアの諸国に標識リングを供給する等の援助を行なっておりますが、東アジアにおいては世界の経済大国といわれている日本が率先して同様の援助を行なうべき立場にあります。このため発展途上国から標識調査援助の要望があった場合は、日本政府は直ちにこれに応じて援助して頂きたいと存じます。

4. その他の各項目についても、環境庁その他の関係省庁とご協議の上、この決議の主旨が達成されよう特別のご配慮を願います。

I.C.B.P. アジア大陸部会第8回会合(1976年7月19日 ～23日インドネシア・ブンチャックにおいて)諸決議

(51. 8. 24 • 須山 訳)

I C B P アジア大陸部会は

第1 1974年キャンベラにおいて開催された I C B P 第16回世界会議において採択された諸決議を1つずつ審議し、諸決議の各々によって元気づけられ、かつ、会得するところがあつたが、しかし、決議第27の内容と両立しないと見受けられる事実を通報せられ、I C B Pの次期世界会議が南西アジアにおけるフサエリショウノガン(フーバラバスター)に関する状況を一層研究してほしいとの希望を表明する。

第2 1975年ウィーンにおいて開催された I C B P の猛禽に関する第1回世界会議において採択された諸決議を審議し、かつ猛禽保護の緊急の必要を認識し、全体として諸決議に対するその真摯な支持を表明し、かつ諸決議がアジア諸国及び世界全般に關係するものである限り、諸決議を実施するために最善を尽くすことを決定する。

第3 鳥類保護のための大衆教育と野生生物及びその生息区域の保存の必要についての公衆の重要性を認識し、アジア諸国のすべての政府及び当局に対し、大衆通報手段を使用し、かつ、学校課程に鳥類保護問題を入れることによって、鳥類保護教育の向上に高い優先順位を与えるように勧告

し、かつ、I C B Pならびにユネスコ及びI U C Nのような他の機関に対し、この目的のためアジア諸国に教育的支援及び財政的援助を提供するよう要請する。

第4 とりわけ鳥類の危険にさらされている種類の保護を目的とする 1973年3月3日ワシントンで作成された「野生の動物及び植物で絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約」を審議し、この条約の実施は、アジアにおけるある種の鳥で絶滅の危険にさらされているものの保存のため絶大な重要性のあることを認識し、かつ、1974年キャンベラで開催されたI C B P第16回世界会議において採択された決議第10を想起し、アジアにおいてこの条約を既に批准した国は極く少ないことを考慮し、アジアの諸国の政府で、未だこの条約を批准しない政府に対して緊急に批准するように勧告し、かつまた条約の当事国が、1976年11月2日から6日までベルンで開催される当事国会議で行なわれるべき改正の目的のため条約付属書に記載される種類を注意深く検討すべきことを勧告する。

第5 近年におけるあらゆる開発可能な地域の世界的開発の進行の結果として、涉禽類を含む下記の条約に定義された水禽の休息、越冬または繁殖に不可欠な干潟を含む多数の湿地が、無制限の開発または汚染のために失われまたは失われつつあることを認識し、1971年ラムサールで作成され、1972年パリで署名された「特に水禽の生息区域として国際的に必要な湿地に関する条約」が水禽の保護のため重要なことを認識し、かつ、1974年キャンベラで開催されたI C B P第16回世界会議で採択された決議第6を想起し、この条約の締結国となった世界の11の国の中で、この条約を批准したイラン政府に祝意を表し、かつ、その他のアジア諸国に対し、この条約に規定された義務を履行するためにできる限り速やかに条約の締結国となるため必要な措置をとるように強く勧告する。

第6 1974年ハイリーゲンハーフェンで開催された湿地及び水禽の保存に関する国際会議において採択された諸勧告を審議し、全体として諸決議に対し、特にアジアの必要に特別の関係のある次の決議に対し、その真摯な支持を表明する。

「第11 水禽の調査に責任のあるすべての者に対し、科学的基準に基きかつ国際水禽調査局の役務を使用し、繁殖地、飛翔路及び越冬地における水禽個体群の一層効果的な保存を達成するように地域的基礎において協力すべきことを強く勧告する。」

第15 水禽の保護地を運営する政府または他の部局に対し、環境と両立し、かつ、遮蔽した通路により接近できる観察用施設を建設し維持するように、また、この保存教育方法を推進するため必要な解説的役務を提供することを勧告する。

第17 年毎にまたは狩猟の加害を規制するため必要な法制を未だに有していない政府に対し、最近の機会にこのような権力を導入するように勧告する。また、アジアの各國部会に対し、関係国がこれらの勧告を実施するように、その最善を尽くすよう勧告する。

第7 1974年キャンベラの前回会議において採択された鳥類保護のための国際条約第3次草案を検討し、「アジアにおける」の語を加えて条約草案の名称を変更し、1974年キャンベラにおけるI C B P第16回世界会議で採択された決議4(b)を念頭におき、かつアジアにおける鳥類保護のためには、この種の国際条約がアジア諸国との間で締結されることが最も望ましいことであると確信し、アジア諸国の政府に対し、この種の条約締結のための準備作業として政府専門家の会議をす

みやかに開催するように勧告する。

第8 アジア諸国の各々における鳥類保護に関する国の法令の実施が一層有効になるようにアジア諸国
の政府の間で緊密な協力が開始されることを希望し、アジア諸国における I C B P の各國部会が、
国の法令で、輸出が許可されている鳥類の表または輸出が禁止されている鳥類の表及び国の法令で
狩猟が許可されている鳥類の表又は狩猟が禁止されている鳥類の表を、お互に交換することを決定
する。

交換されるべき鳥の表は、英語で、科学上の名称を付して作成するものと了解する。

第9 1974年キャンベラで開催された第16回 I C B P 世界会議において採択された決議第8を想起し、ある種の鳥類、特に熱帯に生息するものは、ある森林にのみ生息し、その生息地すなわち森
林が滅失すれば生残不能であることを認識し、これらの種の保存のためにはその生息地すなわち森
林を保存することが不可欠であるとの事実を考慮し、森林と鳥類とのこのような関係は、アジアばかりでなく、世界の他の部分にも存在する事実を念頭におき、かつある種の鳥類の生息地として国
際的または国内的に重要な森林の保存のため国際条約が関係国との間に締結されることの必要を認識
し、I C B P がこのような条約を I U C N 及び他の国際機関とともに立案することを発議する希望
を表明する。

第10 フアラツカ堰堤における水の方向転換の結果としてガンジス河三角州において既に感ぜられてい
る影響を通報せられ、三角州における鳥類の生活及びスンダルバランスのマングローブ森林への生態
的変化の意義を危惧し、かつ、経済開発に関する環境上の影響の計測の必要を考慮し、F A O 及び
国際再建開発銀行（世銀）を含む国際機関に対し、鳥類に対する黒影響を減少する方法について即
時に研究を行なうよう勧告する

第11 鳥類の多数の種が渡り鳥であり、かつ、アジアの温帯及び熱帯で越冬する事実に鑑がみ、これら
の種の鳥類の保護ならびに医学的、科学的及び教育的理由のため、標識によって行なう調査の方法
により、その繁殖、渡り及び越冬の場所における状況ならびにその渡りの通路の正確な知識を得ること
が不可欠であることを念頭におき、かつ、日本、米国、ソ連及びオーストラリアが、この分野
において相互協力によって多くの業績を挙げたことを考慮し、これら渡り鳥の主要な越冬地である
南アジア諸国に対する、標識による調査を開始し、また、適当な能力のある機関の標識プログラ
ムを支持するため、必要な措置をとるように要請し、アジア諸国政府に対し、また、標識調査の
ため緊密な相互の協力関係を樹立するため、互に不断の接触を保つよう要請し、かつ、イラン帝国
政府及び日本政府に対し、南アジア諸国における鳥類標識の共同作業が関係国によって希望された
場合は、このような共同作業のため発議するよう招請する。

第12 つかつくり類、きじ類、野雁類及び水禽の若干の地方的種のようなアジアにおける稀な鳥類のあ
る部類は、その生存を確保するのに特別の注意を必要とすることを考慮し、これらの鳥類の保存は
調査及び管理の双方において国際的支持及び協力を必要とするであろうことを考慮し、きじ類及び
野雁類について専門のグループの設置を要請した 1969 年インドパラトプールの I C B P アジア
大陸部会の第4回会議の決議を想起し、かつ、つかつくり類を含むアジアにおけるきじ目の保及の
ため W P A によって 10 年プログラムが発足させられたこと及びパキスタン、イラン及びアラブ首
長連合における野雁類のため調査プログラムが計画されていることに注目し、I C B P に対し、次

の示唆を考慮するように要請する。

1. きじ目全体を水禽と比肩しうる重要性のあるものと認め、かつ、現在の専門のグループ措置を適当に検討すること。
2. アジアにおいて発議されている新らしいプログラムを奨励し、かつ、関係国が希望した場合は、調整するため野雁類グループの事業を拡大すること。
3. 特にバングラディッシュにおけるハシロモリガモ（ホワイトウィングドウッドダック）の調査及び保存のための緊急プログラムを発足させること。

第13 インドネシア共和国政府及び I C B P インドネシア部会に対し、I C B P アジア大陸部会の目標達成を大いに援助することとなった快適な便宜と手厚いもてなしを与えられたことについて、その心からの感謝の意を表明する。